

八重瀬町健康増進事業（パークゴルフ利用料金助成事業）実施要領

1、事業内容

新型コロナ感染拡大により引きこもりがちである高齢者の健康増進を図るため、県内パークゴルフ施設使用料の半額を助成する。

2、助成対象

対象者：八重瀬町に住所を要する町民で 60 歳以上の高齢者。

対象施設：県内にあるすべてのパークゴルフ場

対象期間：令和 2 年 1 2 月 1 2 日～令和 3 年 3 月 2 8 日利用分

3、助成額

- ・パークゴルフ施設使用料（1 ラウンド、2 ラウンド、終日料金すべて）の半額を助成する（クラブ等のレンタル料金は除く）。
- ・対象期間内であれば何回でも利用できる。
- ・助成金給付は予算の範囲内とし予算を超えた場合、対象期間内でも事業を終了とする場合がある。

4、申請方法

- ①施設使用料の支払いの際、支払いを証明する領収書（利用券の半券でも可）を受け取る。
- ②申請書（本紙裏面）に必要事項を記入し、領収書及び利用券の半券を添付する。
- ③別途定める助成金申請日に、申請書を提出し助成を受ける。

5、助成金申請日

1 2 月 2 8 日（月）	午前 1 0 時～1 3 時	南の駅やえせ
1 月 2 2 日（金）	午前 1 0 時～1 3 時	東風平体育館
1 月 2 3 日（土）	午前 1 0 時～1 3 時	南の駅やえせ
2 月 2 6 日（金）	午前 1 0 時～1 3 時	東風平体育館
2 月 2 7 日（土）	午前 1 0 時～1 3 時	南の駅やえせ
3 月 2 9 日（月）	午前 1 0 時～1 3 時	東風平体育館
3 月 3 0 日（火）	午前 1 0 時～1 3 時	南の駅やえせ

問い合わせ 八重瀬町教育委員会スポーツ振興課
0 9 8 - 9 9 8 - 2 1 4 0

